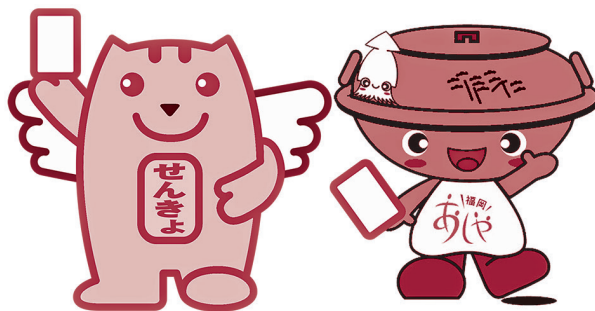


大事な投票、忘れずに!

問い合わせ

芦屋町選挙管理委員会 (☎223局0881)



選挙へ GO!

統一地方選挙があります！ 忘れずに投票しましょう！

県標語 ～投票は 未来の自分への 意思表示～

今年は4年に1度の統一地方選挙の年です。選挙人ごとに投票所入場券を送付しますので、必ず自身のものを投票所に持って来てください（紛失した場合、運転免許証または健康保険証を持ってきてください）。大切なあなたの一票、忘れずに投票しましょう。

■ 県知事・県議会議員選挙【県の選挙】 4月7日㊦

④投票日までには県外に転出した人は、投票できません。

■ 町長・町議会議員選挙【町の選挙】 4月21日㊦

④投票日までには町外に転出した人は、投票できません。

■ 投票所

投票区名	区 域	投票所	投票時間
第1投票区	西浜町、幸町、白浜町、自衛隊営内、船頭町、正門町、中ノ浜、第2緑ヶ丘	役場	午前7時 ～ 午後8時
第2投票区	祇園町、高浜町、浜口町、第1緑ヶ丘、第3緑ヶ丘、緑ヶ丘8街区、粟屋、大城	芦屋東公民館	
第3投票区	山鹿全域、江川台、花美坂	山鹿公民館	

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない人は投票日の前日まで期日前投票ができます。

▽期間

【県の選挙】

●県知事 3月22日(金)～4月6日(土)

●県議会議員 3月30日(土)～4月6日(土)

6日(土)

④3月30日(土)から県知事と県議会議員両方の投票ができます。

【町の選挙】 4月17日(水)～20日(土)

▽投票時間 午前8時30分～午後8時

▽ところ 役場4階41会議室

⑤役場正面（郵便局側）から出入りできます。

不在者投票

●不在者投票には次のものがあります。

①出張先での投票 期日前投票開始日から投票日にかけて長期出張などで不在の人は、滞在地の選挙管理委員会で投票すること

ができます。

②指定病院や施設での投票 指定された病院や施設に入院、入所

している人は、その施設で投票することができません。

③郵便での投票 次の要件に当てはまる人は、自宅で投票（郵便などによる不在者投票）ができます。

①障害者手帳を持つ人

障害	障害		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
免疫、肝臓	○	○	○

②戦傷病者手帳を持つ人

障害	特別		
	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	—

③介護保険法の要介護者

要介護状態区分が要介護5の人

代理投票

体のケガなどで投票用紙に字が書けない人は、代理投票ができます。投票所係員に申し出てください。

注意すること

【県の選挙】

●投票日までに県外に転出する人は、投票できません。

●県内に転出して間もない人は、芦屋町で投票することができます。

ただし、投票するためには、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を転出先市町村で受けておく必要があります。

●3月12日以降に町内転居した人は、前住所地の投票所で投票してください。

●投票所に通ってくる投票所入場券の色は、**白色**です。

●候補者の氏名や政見などが掲載された選挙公報を4月5日(金)までに

各家庭に配布します。ご覧いただき、投票の参考にしてください。

【町の選挙】

●投票日までに町外に転出する人は、投票できません。

●4月9日(火)以降に町内転居する人は、前住所地の投票所で投票してください。

●投票所に通ってくる投票所入場券の色は、**うぐいす色**です。

●候補者の氏名や政見などが掲載された選挙公報を4月20日(土)までに各家庭に配布します。ご覧いただき、投票の参考にしてください。

●投票日当日の投票率や開票状況は芦屋町のホームページで随時お知らせします。

